

お知らせ



地域での見守りに役立っています！

在宅高齢者実態調査

市は、6月から7月にかけて、高齢者世帯などを対象に、世帯状況の調査を行っています。
ご自宅に調査員が訪問した場合は、ご協力をお願いします。

調査目的／支援を必要としている人

できるだけ多く把握し、地域包括支援センター職員による訪問・見守りや、在宅福祉サービス・介護保険サービス

の利用につなげるものです。
また、調査結果は、「災害時要援護者名簿」の作成や、火災予防運動の際の「防火診断対象者」の把握にも活用します

調査員／担当地区の民生委員・児童委員が調査員となり、ご自宅に伺います

調査方法・内容／対象者のご自宅に訪問し、身体状況や健康状態、緊急時の連絡先、介護状況、日常生活で困っていることなどを聞きします



対象者／

①ひとり暮らし高齢者

満70歳以上のひとり暮らしの人

②高齢者世帯（高齢者のみの世帯）

満70歳以上の高齢者のみで構成される世帯

※同一または隣接敷地内に18歳以上70歳未満の子などが住んでいる場合は

①②の調査の対象外です。

③高齢者世帯に準ずる世帯

満70歳以上の高齢者と、重度障害者や18歳未満の子のみで構成される世帯

④一般世帯の寝たきり・認知症高齢者

①③以外で、一般世帯（70歳未満の人を含む世帯）に属する寝たきりまたは認知症の高齢者

⑤その他

①④以外で、一般世帯に属する高齢者のうち、特に見守りが必要と思われる高齢者

★満70歳以上（昭和24年7月1日以前に生まれた人）

問い合わせ

高齢者支援課

☎(55)2741 ☎(55)2620

📧ho-koureishien@div.city.fuji.shizuoka.jp

お知らせ



地震に備えて、家具の固定をしていますか？

家具固定器具を取りつけます

これまでのさまざまな地震では、家具などの転倒により高齢者が犠牲になりました。このような被害を防ぐため、市では、高齢者や障害者の世帯を対象に、家具などの固定事業を実施します。

対象／みずから家具を固定することが困難で、左記のいずれかに該当する世帯

①満65歳以上の人のみで構成された世帯

②次の障害などがある人を含む世帯

・身体障害者手帳1・2級（内部障害は腎臓機能障害と呼吸機能障害のみ対象）の交付を受けている人

・療育手帳の交付を受けている人

・介護保険法による要介護3～5に認定されている人

固定対象物／たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビなどの大型家具や電化製品計4点まで

費用／取り付け作業の費用は無料。固定器具の代金は有料

申し込み／6月3日～12月27日に、申請書（各地区まちづくりセンターで配布・市ウェブサイトダウンロード可）に必要事項を記入し、対象②の該当者は手帳などの写しを添えて、直接、防災危機管理課、または各地区まちづくりセンターへ（受け付け

は、土・日曜日、祝休日を除く、8時30分～17時15分）

取りつけまでの流れ／

①申請書提出

②決定通知の受け取り

※審査結果を3週間ほどで送ります。

③訪問調査の日程調整

※市が派遣を委託するシルバー人材センターから電話連絡があります。

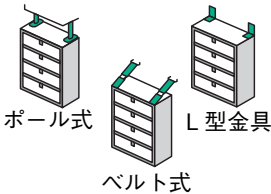
④訪問調査

※取り付け場所などを調査し、固定器具の選定と費用の見積もりを行います。

⑤固定器具の取り付け

⑥固定器具の代金支払い

【取りつけ例】



（固定器具の費用目安）

L型金具：約 600円
ベルト式：約1,600円
ポール式：約2,500円
冷蔵庫専用固定器具：約2,000円

問い合わせ

防災危機管理課（消防防災庁舎3階）

☎(55)2715 ☎(51)2040

📧bousai@div.city.fuji.shizuoka.jp

※事業の詳細や申請書は、下記からダウンロードできます。

